

新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計急変した学生・保護者さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、今後の学業生活に支障をきたすような重大な影響を受けた世帯の学生に対して下記の通り経済支援制度を用意しております。

1. 授業料等延納制度・授業料等分納制度

家計の急変等の事情により学納金納入期限（11月30日）までに学費の納入ができない場合は、「学納金延納申告書」「学納金分納申告書」を申請することで、納入期限の延長、または分納が可能です。延納及び分納制度を希望する場合は、所属する学部の学生課へお問い合わせ下さい。

2. 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構では、家計が急変した学生等への支援として緊急採用・応急採用や、高等教育修学支援新制度においても同様に授業料等減免・給付型奨学金制度が対応しています。奨学金給付・貸与には、下記の条件の他、学業成績基準・家計基準・学籍状況・奨学金受給状況・申請期限等の条件があります。

(1) 給付奨学金 家計急変（給付型）

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

詳細については日本学生支援機構ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」をご参照ください

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

(2) 緊急採用・応急採用（貸与型）

新型コロナウイルス感染症の影響などで家計の急変があった学生に対し、奨学金を貸与する制度です。緊急採用（第一種奨学金・無利子）と応急採用（第二種奨学金・有利子）があります。

詳細については、日本学生支援機構ホームページ「緊急採用・応急採用」をご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

(3) 緊急特別無利子貸与型奨学金

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、アルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的な影響が顕著となってきています。そこで、この度、緊急支援として一定期間、特別の貸与を行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」を実施します。本奨学金は、第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与するものです。

詳細については、日本学生支援機構ホームページ「緊急特別無利子貸与型奨学金」をご参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/kinkyumurishi.html>

3. 国の教育ローンについて

国の機関である日本政策金融公庫の「国の教育ローン」です。教育のために必要な資金を融資する制度です。

詳細については、日本政策金融公庫ホームページ「教育一般貸付（国の教育ローン）」をご参照ください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

4. 提携教育ローンについて

本学と提携している教育ローンです

詳細については、本学ホームページ「学費・奨学金・手続等」内の教育ローンをご参照ください。

<http://www.shoken-gakuen.jp/university/admission/gakuhi.html>

5. 地方公共団体及び民間財団の奨学金について

経済的理由で学業の継続が危ぶまれる学生に対して、民間財団や地方公共団体が将来の活躍を期待して経済的支援を行う奨学金です。希望をする学生は所属する学生課へご相談ください。

6. 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための生活資金を必要とする世帯に 20 万円以内の貸付を行うものです。
※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

問い合わせ先：お住いの市区町村の社会福祉協議会へご確認ください。

7. 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行うものです。また入学に際し必要な経費について 50 万円以内の貸付を行っています。

問い合わせ先：お住いの市区町村の社会福祉協議会へご確認ください。

8. 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）

母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金として、②大学等に修学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として貸付を受けられる制度です。

問い合わせ先：お住いの都道府県・指定都市・中核都市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

詳細については、厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/index.html

【問い合わせ先】

・社会福祉学部・短期大学部

〒371-0823 群馬県前橋市川曲町 191-1
群馬医療福祉大学 前橋キャンパス 学生課
TEL：027-253-0294

・看護学部

〒375-0024 群馬県藤岡市藤岡 787-2
群馬医療福祉大学 藤岡キャンパス 学生課
TEL：0274-24-2941

・リハビリテーション学部

〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-12-1 K' BIX 元気 21 まえばし (6F)
群馬医療福祉大学 本町キャンパス 学生課
TEL：027-210-1294